

郵便等販売届

事 項	当該薬局等以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与を行おうとするとき
根拠法令等	薬事法施行規則第1条（開設の申請）、15条の4（郵便等販売の方法）、16条（変更の届出）、139条（店舗販売業の許可の申請） 京都府薬事関係許可等事務処理要領
提出書類	1 郵便等販売届書 2 薬局又は店舗の平面図
提出部数	1部
手数料	不 要

【一般的注意事項】

- 1 申請内容に訂正がある場合は、2本線で訂正し、正しい内容を記載すること。なお、訂正印、又は捨印を押印すること。また、白消し修正は行わないこと。
- 2 使用する印鑑は、個人にあっては認印（いわゆるシャチハタは不可。）で支障ないが、法人にあっては原則として法人の代表者の印（法人の登記印）を使用すること。
- 3 新たに開設又は営業する際に郵便等販売を行おうとする時は、薬局開設許可申請又は店舗販売業許可申請時に提出すること。
- 4 開設又は営業後、新たに郵便等販売を行おうとするときは、あらかじめ届け出ること。

【郵便等販売届書】

- 1 許可番号及び年月日欄には、薬局、店舗販売業にあっては、許可証の許可番号及び有効期間の始期を記入すること。
許可申請時に同時に提出する際には、記載を要しない。
- 2 薬局又は店舗の名称欄及び所在地欄には、許可証又は許可申請書に記載された名称及び所在地を正確に記入すること。
- 3 販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネット等の広告方法、郵便及び直接配送等の輸送方法等を記載すること。
また、広告方法としてインターネットを用いる場合は、ホームページアドレスを記載すること。
- 4 次の（1）に掲げる場合には、備考欄に「離島居住者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあっては、「第二類医薬品販売」と記載し、併せて離島の名称を記載すること。（2）に掲げる場合には、備考欄に「継続使用者への薬局製造販売医薬品販売（第二類医薬品を販売する場合にあっては、「第二類医薬品販売」と記載すること。
（1）薬局及び店舗が存しない離島に居住する者に薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品の郵便等販売を行う場合
（2）薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）の施行前に既存薬局開設者又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、又は譲り受けた薬局製造販売医薬品又は第二類医薬品を改正省令の施行の際現に継続使用していると認められる者に対して、当該医薬品と同一の医薬品の郵便等販売を行う場合（当該薬局又は店舗の薬剤師又は登録販売者（薬局製造販売医薬品にあっては、当該薬局の薬剤師）が電話その他の方法により当該医薬品の販売又は授与の相手方から情報の提供を要しない旨の意思を確認し、かつ、情報の提供を行う必要がないと判断した場合に限る。）

【店舗の平面図】

- 1 薬局開設許可申請又は店舗販売業許可申請に添付する平面図と同様の記載をすること。

郵便等販売届書

御

許可番号及び年月日		
薬局又は店舗	名 称	
	所 在 地	
販売を行う場所の 構造設備の概要		別紙のとおり
販売方法の概要		
備 考		<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 【担当者】 【連絡先】 </div>

上記により、郵便等販売の届出をします。

平成 年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

京都府知事 様
京都府 保健所長 様

店舗の平面図

店舗面積	m ²	調剤室面積	m ²

面積算定ができるよう内法による寸法を記入すること。かぎのかかる保管庫(毒薬庫)の位置、冷暗所(冷蔵庫)の位置、調剤台、医薬品の陳列場所、情報提供設備等をそれぞれ明示すること。医薬品の分類ごとの陳列場所を明示すること。